

2023年4月8日(土)、家族想いの資産承継セミナーを開催しました。Vol.32 4月号では、税理士法人深代会計事務所 副所長 横山税理士より解説していただいた税制改正後の贈与の考え方と、財産ドック アドバイザー 早川よりお話しした『家族の幸せにつながる遺言』についてお伝えしました。

今回は、前号でお伝えしきれなかった横山税理士のセミナー内容 贈与以外の税制改正について情報を追加してお伝えします。

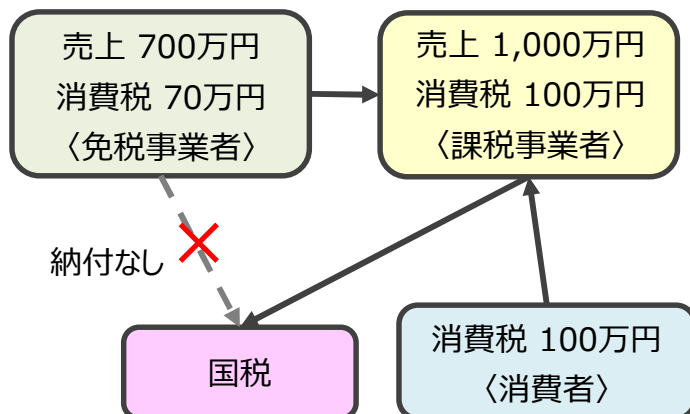
◆ NISAの拡充・恒久化

個人の資産運用を後押しするために作られた税制の優遇制度で、購入した株式や投資信託などの売却益や配当金が一定の範囲内で非課税となるNISA。

これまでは投資可能期間や非課税保有期間の定めがありましたが、無期限となったことに加えて限度額が拡充されました。

| | 現行 | | 改正後(令和6年1月より適用開始) | |
|---------|----------|---------|-----------------------------|---------------|
| | つみたてNISA | 一般NISA | つみたて投資枠 | 成長投資枠 |
| 投資可能期間 | 2042年まで | 2023年まで | 2024年1月1日以降 恒久化 | |
| 非課税保有期間 | 20年間 | 5年間 | 無期限 | |
| 年間投資枠 | 40万円 | 120万円 | 投資信託 120万円 | 株式など 240万円 |
| 非課税限度額 | 800万円 | 600万円 | 計1800万円 (成長投資枠は1200万円限度) | |

◆ インボイス制度とは？

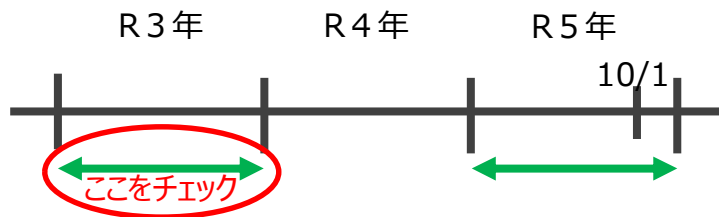


国の理想は
 「国の消費税徴収額 = 消費者負担額」
 だが、現状は、
 100万円 - 70万円 = 30万円の納税、
 免税事業者分の税額が足りない

→ 理想と現実の差をうめるための
インボイス制度

○ 免税事業者・課税事業者とは？

前々期の課税売上高が1,000万円以下である事業者のことを免税事業者といいます。



R3年の課税売上高 → 1,000万円以下であれば R5年は免税事業者
→ 1,000万円超であれば R5年は課税事業者

○ 簡易課税事業者とは？

基準期間の課税売上高が5,000万円以下

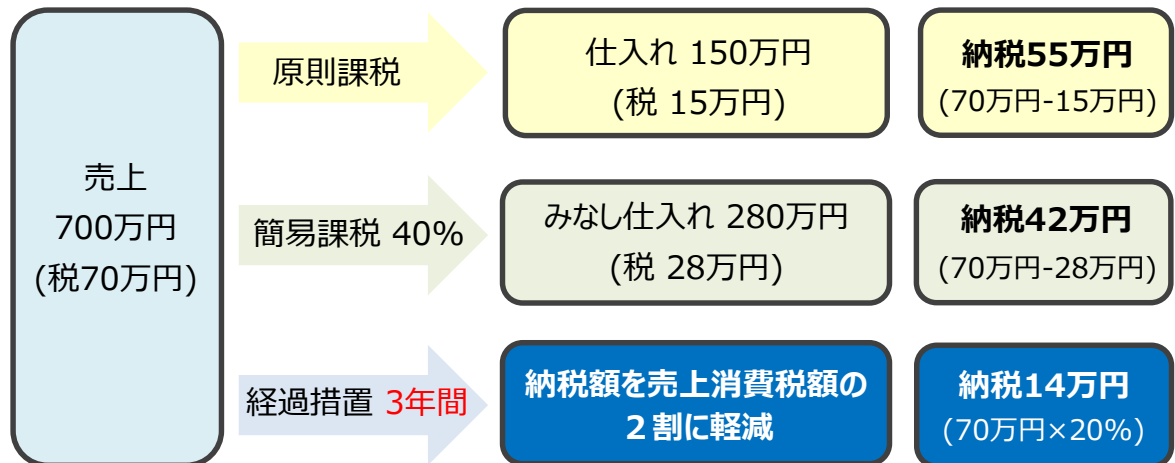
適用期間の前日までに「簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出

※不動産業は第6種 みなし仕入れ率40%

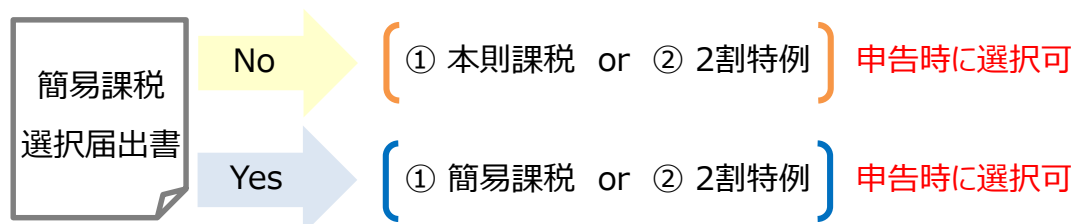
◆ インボイス制度 4つの軽減措置

① 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

免税事業者が課税事業者・インボイス登録事業者となった場合、令和5年10月から3期間は、売上消費税額の2割を納税すれば良い。(事前届け出なし・確定申告時にその旨記載)



〈申告時における選択適用のイメージ〉



※ただし、①②の両方を計算する必要はなく、②の方が明らかに有利な場合は①を計算する必要はない。

② 中小事業者の事務負担軽減

2年前の課税売上高1億円以下の場合、1取引ごと1万円未満の経費・仕入は
インボイスなし・帳簿のみでOK！ ※令和5年10月～令和11年9月30日まで

③ 少額な返還インボイス交付義務免除

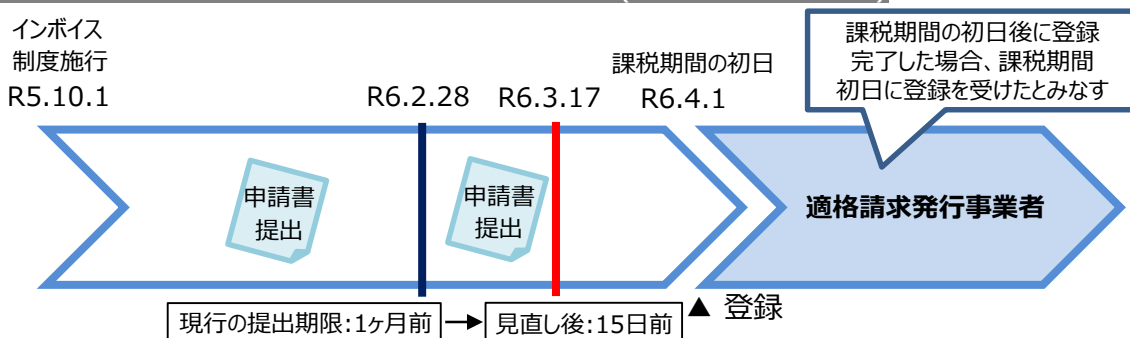
税込1万円未満の場合、返還インボイス不要！

(例) 値引き・バックマージン・販売奨励金・振込手数料など

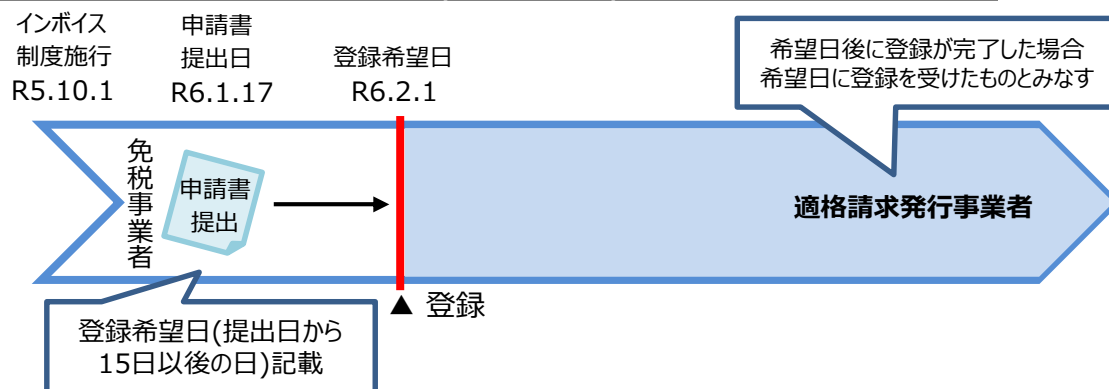
④ 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

- 免税事業者が適格請求書発行事業者を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。
- 令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15日以後の日）を記載するものとする。
- また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

● 課税期間の初日から登録を受けようとする場合(例：3月決算法人)



● 経過措置により課税期間の途中(登録希望日)から登録を受けようとする場合



● 登録手続き申請の柔軟化

原則は令和5年3月31日までに申請、例外として「3月までの申請が困難な事情」を記載して申請書を提出することで10月1日の登録が確約されていましたが、「困難な事情」の記載は求められなくなりました。

◆ 相続土地国庫帰属制度 令和5年4月27日施行

〈概要〉

- ・ 相続等によって、土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて、承認を申請することができる。
※申請の際 1筆あたり14,000円の審査手数料と、承認後 20万円の負担金を納付
- ・ 法務大臣は、承認の審査をするために必要と判断したときは、その職員に調査をさせることができる。
- ・ 法務大臣は承認申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらないと判断したときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認する。
- ・ 土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた者が、一定の負担金を国に納付した時点で土地の所有権が国庫に帰属する。

▼申請の段階で却下となる土地

- A. 建物がある土地
- B. 担保権や使用収益権が設定されている土地
- C. 他人の利用が予定されている土地
- D. 特定の有害物質によって土壌汚染されている土地
- E. 境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地



▼該当すると判断された場合に不承認となる土地

- A. 一定の勾配・高さの崖があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- B. 土地の管理・処分を阻害する有体物が地上にある土地
- C. 土地の管理・処分のために、除去しなければいけない有体物が地下にある土地
- D. 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分できない土地
- E. その他、通常の管理・処分に当たって過大な費用・労力がかかる土地

無料個別相談のご案内

対面相談 もしくは Zoomを利用したオンライン相談を無料で行っております。現在抱えている問題やこの先起こりうるリスクについてのご相談はもちろん、それらが明確でない方も、お話しする中で明確になってくることもあります。資産について心配なこと・モヤモヤしていることがありましたら、財産ドックの無料個別相談をご活用ください。



株式会社 財産ドック

豊橋事務所 / 〒440-0815 豊橋市中世古町123

TEL 0532-53-8035 FAX 0532-54-4320

名古屋事務所 / 〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町8-13

TEL 052-882-0442 FAX 052-882-0479

